平成２１年（フ）第３９号
熊本県山鹿市久原5785番地３
債務者　鶴田　葉子
１　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第４４号
熊本県菊池市片角74番地　葉山団地46棟690号
債務者　坂本　京子
１　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時40分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第２１４号
神奈川県相模原市東淵野辺２丁目９番40号
債務者　角田　　勇
１　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２３７号
神奈川県相模原市磯部4804番地３　小林方
債務者　小島　宏栄
１　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１３２号
広島県福山市新涯町３丁目７番26号
債務者　澤井　香織
１　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１６６号
広島県福山市大門町１丁目42番24号
債務者　坂田　和子
１　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１４６０号
横浜市西区浅間町４丁目338番地４
債務者　竹内　賢治
１　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月１日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９０号
愛知県豊橋市前田南町１丁目12番地の16
債務者　佐橋　清昭
１　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１１７号
愛知県蒲郡市大塚町岸脇17番地１　ハイツ岸脇202号
債務者　山本　美咲
１　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月17日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１２２号
愛知県豊橋市小池町56番地の１
債務者　樹神　晴香
１　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月17日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１５２号
愛知県北設楽郡東栄町大字振草字下粟代中貝津５番地２
債務者　原田　英子
１　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月17日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１５６号
愛知県豊橋市東脇１丁目23番地の５
債務者　森田　和子
１　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月17日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１６４号
愛知県蒲郡市神明町21番６号　メゾン・ド・プラウン202
債務者　山崎　徳之
１　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月17日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第５７号
熊本県八代市通町６番16号
債務者　西　　良美
１　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月４日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第７７号
岡山県津山市中島195番地
債務者　芦田　　昇
１　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第３０６号
静岡県浜松市中区領家２丁目10番２号、前住所静岡県浜松市東区小池町60番地　栄１―305
債務者　福地　文子
１　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係